収　入

印　紙

**自動車運転契約書**　６６

（運　転　手）

福知山市議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職

選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　　令和５年　　月　　日から令和５年　　月　　日まで　　　　日間　　　　　　　　　　　　　　　　原則として毎日　　　　　　時　　分から　　　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　円　（１日につき　　　　　　　　円）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、福知山市議会議員及び福知山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき福知山市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、福知山市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は福知山市には請求ができない。

５　その他

　　この契約に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　令和５年　　月　　　日

　　　　　　　　甲　　福知山市議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　住所　京都府福知山市

　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　代表者